

第4章 土木特性

通潤用水と白糸台地の棚田景観の特性として、棚田景観を形成する根本要因である通潤用水と建設以来153年に亘ってそれを維持してきた用水の管理システムが挙げられる。この章では文化的景観の土木特性として二つの視点からそれぞれ述べたい。

第1節 土木技術

はじめに

通潤用水は笹原川の取水口を基点に円形分水、通潤橋、上井手、下井手、各分水路などから構成される山腹水路である。単体構造物として非常に高い歴史的価値をもつ通潤橋も、用水路全体での視点で見れば、四方を河川で区切られた白糸台地に灌漑用水を通水するための水路橋に過ぎない。通潤橋に関する土木技術については、過去多くの方々によって言及されており、ここで繰り返し述べるに及ばない。本節では用水路の土木特性を中心に述べる。

1. 通潤用水の構造

通潤用水の水路は、笹原川より通潤橋を経由し白石に至る上井手と、通潤橋近辺の五老ヶ滝川より取水し、相藤寺に至る下井手という2本の水路によって構成される。上井手は笹原川取水口から通潤橋まで約6km、通潤橋から白石の終点まで約5.2kmで、分水路を加えると総延長は約42.2kmに及ぶ。下井手は本線部分が約5.87kmを測り、通潤用水の総受益面積は約118haである。水路は開水路と導水坑から構成され、「砂蓋（さぶた）」と呼ばれる取水樋あるいは余水吐が設置されている（表(Tab)1-4-1）。上井手の水が分水路と棚田を経由して最終的に下井手に集約され再利用できる構造で、あたかも白糸台地全体が2本の水路と棚田を通じて一つのネットワークを形成している観がある。下井手の建設時期は、ごく最近まで明らかではなかったが、近年発見された「南手新井手記録」により、上井手と同時並行で建設されたことが確認されている。このことから、上井手と下井手の機能的繋がり、起工当初の設計に基づくものといえる。

今年度山都町が実施している「町内重要遺跡確認調査事業」において、通潤用水の路線確認と測量調査を

実施しているが（平成21年度まで予定）、その途中成果を示した路線図が図(Fig)1-4-1である。両路線は白糸台地中央部を並走し相藤寺付近の終点に至るが、上井手が丘陵上、下井手はその東側の谷間という位置関係は変化しない。先述した両路線の関係は、小原から新藤地区において顕著に認められる。通潤用水計画当初の開田見込みが43町歩であったのに対し、完成後73町歩に達したのは、通潤橋の建設成功により予想以上の水量が確保できた点に加え、上井手と下井手の構造関係によって、灌漑用水が無駄なく利用できる効果も大きな要因と思われる。

また通潤橋の建設に際し、地盤面の強度を考慮に入れて架橋場所を選定した考えもある。これに反論する材料は持たないが、通潤橋を経由する水を有効に活用するため、上井手、下井手の路線設定をも考慮に入れた選地であった可能性も考えられる。

表(Tab)1-4-1 上井手分水箱（砂蓋）の規格

分水箱	たて(寸)	よこ(寸)	長さ(尺)
1番貫	3.5	2.8	12
2番貫	2	3	9
蟹屋	4.5	方	12
唐墨	5.5	3.5	9
岩立	5	2.5	
桐原	4	5	6
田吉	1	8.5	
漆迫	3.5	3	6
小倉迫	3	方	6
山中谷	3.5	2.1	6
田迎北	5	2.4	6
長野西	4.5	3.6	6
犬飼	8.5	5	6
中野尾	5.4	3.3	6
田迎南	3.8	2.5	6
藤星田	4.8	4.8	6
後田	5	3	6
於村前	2.5	方	6
小ヶ蔵	6	方	6
相藤寺	4.7	3.3	6
山宮谷	3.8	2.5	6

『通潤橋架橋150周年記念誌』より

図 (Fig) 1-4-1 通潤用水路線図

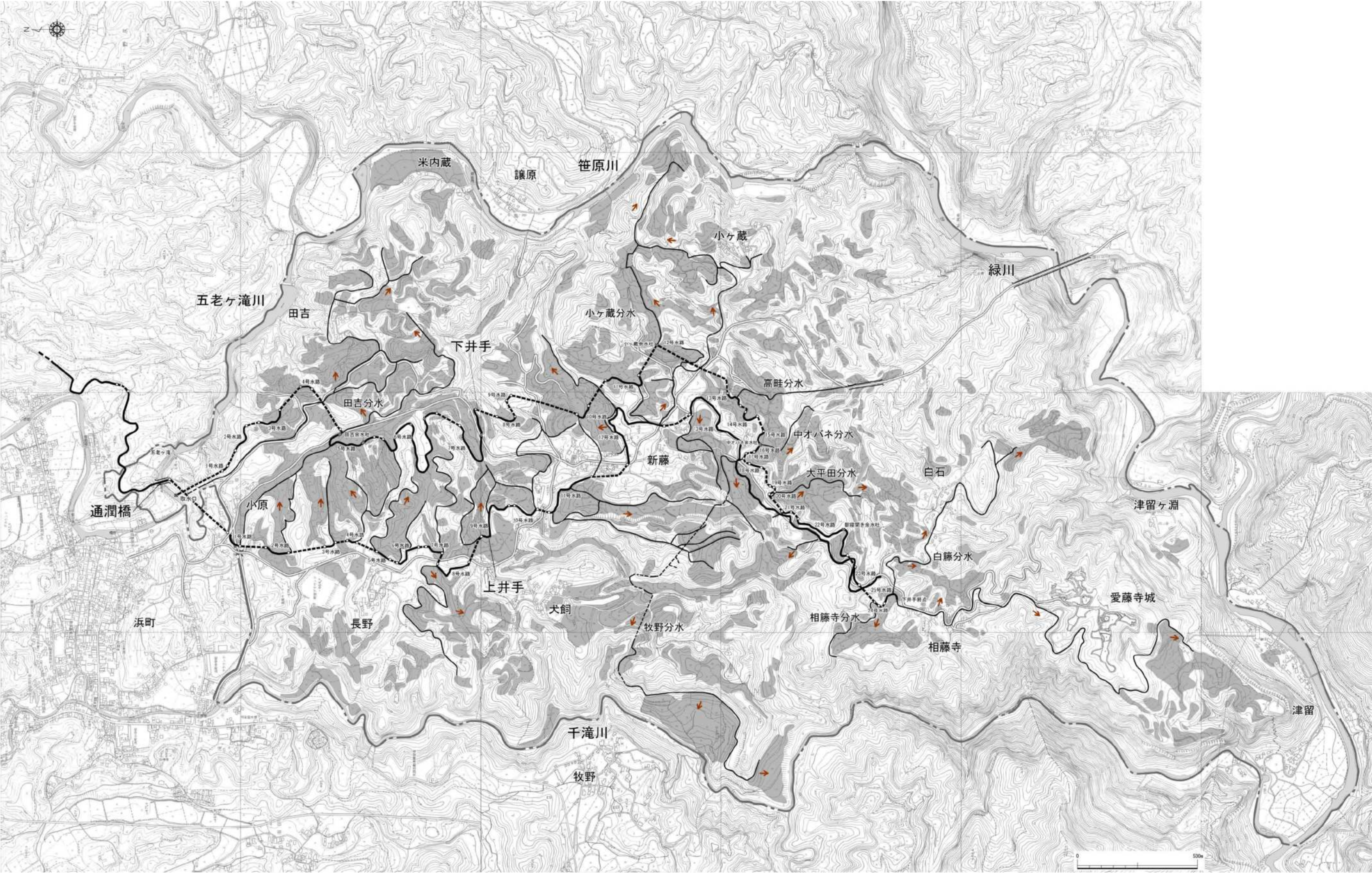


表 (Tab)1-4-2 通潤用水の受益面積

番号	分水箱	受益面積(h)	番号	分水箱	受益面積(h)
1	1番貫	0.12	16	藤星田	7.01
2	2番貫	1.45	17	中野尾	4.98
3	蟹屋	8.54	18	後谷	3.69
4	唐墨	5.6	19	於村前	6.18
5	岩立	0.68	20	小ヶ蔵	6.15
6	桐原	5.95	21	相藤寺上井手	1.21
7	田吉上井手	13.85	22	白石上井手	4.97
8	小倉迫	0.33	上井手小計		94.86
9	漆迫	1.46	23	田吉下井手	0.3
10	山中谷	3.13	24	中オバネ	1.54
11	山宮谷	2.54	25	牧野	3.37
12	田迎北	1.47	26	小ヶ蔵梅の木	5.1
13	長野西手	2.27	27	大平田	0.86
14	大飼	12.29	28	相藤寺下井手	8.2
15	田迎南谷	0.99	29	白藤下井手	4.31
			下井手小計		23.67
			通潤用水受益面積合計		118.53

『通潤橋架橋 150 周年記念誌』より

2. 開水路

開水路は過去上井手全線が近代的改修を受けているが、下井手については一部を除いてほぼ土水路であり、現在まで建設当初の姿で使用されている。事業開始前に現地確認を行った際、明らかに勾配が上がっている地点が数ヶ所あり、下井手改修計画に際し作成された縦断面図でも、余水吐の設置箇所で逆勾配になっていることが確認できた。

今年度「町内重要遺跡確認調査事業」において、こうした事前情報を基に測量調査を実施した。図 (Fig)1-4-2 は下井手 12 号水路から 14 号水路間の縦断面図である。これをみると単一の水路内において取水樋、いわゆる砂蓋を一単位として勾配が上下する傾向にある。逆勾配が連続する特徴は、下益城郡美里町の岩野用水など同時期に開削された灌漑用水路にも見られることが指摘されている。この設計は、逆勾配となる区間の最下位付近に取水樋あるいは余水吐を設置し、強雨による増水時に排水することで水路本体に加わる付加を抑制するほか、水路内に堆積した土砂を砂蓋より排出させ、浚渫作業に係る負担を軽減する効果を意図したものと推測される。また測量成果の整理段階であり継続して検証する必要があるが、水路路線が大きくカーブする若干手前の地点でも逆勾配になる傾向がある。このような特徴も、最も水圧のかかるカーブ部分の決壊を防止するために設計された可能性があり、砂蓋の設置箇所の選定とも大きく関連すると思われる。

こうした技術的検証は次年度以降も継続して行う予定であるが、いずれにしろセメント材の使用を基本とした現代技術の根底にある、自然を支配するという思想ではなく、自然と向き合い調和を志向した設計といえる。

3. 導水坑

導水坑（水路トンネル）は、地元では「貫（ぬき）」もしくは「貫井手」と呼ばれている。下井手の場合、総延長 5,870m のうち約 2,500m が、この導水坑となっている。延長が長い導水坑には、中程に土砂を排出させる目的に限定した坑口が設けられているものもある。

坑口形態は、素掘と石組の 2 形式ある（図 (Fig)1-5-3、1-5-4）。後者は、方形の石材を側壁に積み、天井には規格された板石を用いる。石組が施されるのは、いずれも坑口より約 5～7 m 程度で、それより先は素

掘である。

地元住民の方々が認識する導水坑に関する特性は、水路幅に比して入口、出口共に、坑口幅が狭い点である。これについては、坑口幅を狭めて水圧を高めることにより、水路内における土砂の堆積を防ぐためと伝わる。実際に地元の方々に伺ったところ（第5章第3節）、現在においてもゴミ等が溜まることはほとんどなく、土砂の浚渫作業も行われた例もほぼない様である。この機能によって得られる水圧はかなりのものと推測され、坑口の壁面には水流によってかなり抉れている箇所がある（図(Fig)1-4-3）。また先述した開水路の縦断面をみると、入口、出口共に、坑口で逆勾配となる箇所があり、この点も導水坑内部の水圧調節と出口付近の開水路本体の負担軽減を意図した設計と推測される。

山都町の西側に隣接する下益城郡中央町萱野地区に所在する「貫井手（あないで）」は、明治40年（1907）に開削された水路トンネルであるが、そこに興味深い話が残っている。調査報告書を引用すると「貫井手は権現山の両側から掘り進められ…《中略》両方の堀り口から直線で結ぶために、山の稜線に提灯を並べて、掘り方の一番後ろの人が、ロウソクを持っており、堀り口に棒を立てて見通しながら掘ったという。そのため、掘削は夜間に行われ、昼はその掘り進んだ分の土出しが行われた。」ということである。下井手2号水路と3号水路間の導水坑の内部を観察すると、中央部付近では数回にわたって折れ曲がり、天井部に明らかな段差が認められたことから、山裾の両側から掘削していることが分かる。また坑口より奥に進むにつれ、壁面に横穴が設けられており、土置き場として利用されていたと思われる。

「貫井手（あないで）」と通潤用水には、約半世紀の開きはあるものの、人力で掘削するなど技術的にさほど開きはなく、測量術も基本的な原理は同じであったと思われる。また「貫井手」の開削には、掘削を請け負った工人集団が存在した。通潤用水建設時には、既に各手永会所に技術者が存在しており、各種の開発にはこうした人材が活用されている。明治期の工人集団と土木技術は、元を遡れば江戸時代後期における各種開発を主導した会所役人に行き着く。

通潤用水の土木技術に関する検証は、文献史料等もなく全貌は明らかではない。この点は次年度以降も継続する測量調査の課題のひとつである。

4. 余水吐

通潤用水下井手には、杵石に木製の堰板を嵌め込み、必要時には人力で引き上げる形式の余水吐が、現役で残っている。技術的に目立った特徴はないが、堰板を引き上げる負担を軽減することに主眼を置いて現在の形式に進歩してきたことが、一目見て認識できる。使用されているのは、小ヶ蔵余水吐（19年度重要文化的景観選定申出区域内）、中オバネ余水吐、朝寝開き余水吐の3基である。これら余水吐は、いずれも開水路が直角に近い角度で曲がる場所に設置されており、水路本体の負担軽減に対して十分な配慮が伺える。

図(Fig)1-4-5は、下井手22号水路に設置されている朝寝開き余水吐の実測図である。この実測作業を行った際、堰板は丸太と鉄製盤線で固定されていた。これらの余水吐を勝手に開けることは、通潤用水完成以来固く禁じられている。通潤用水の伝統的な管理手法は、確かに今も受け継がれている。

（西 慶喜）

参考文献

- 『風呂橋・貫井手（萱野用水） 調査報告書』中央町文化財調査報告書第11集 中央町教育委員会 2002
『通潤橋架橋150周年記念誌』通潤橋150周年記念誌事業編集委員 編 矢部町・通潤土地改良区 2004
長井 勲「熊本に残る近世の農業土木」『Danだん 熊本』Vol.8 熊本県農林水産部農地整備課 2007

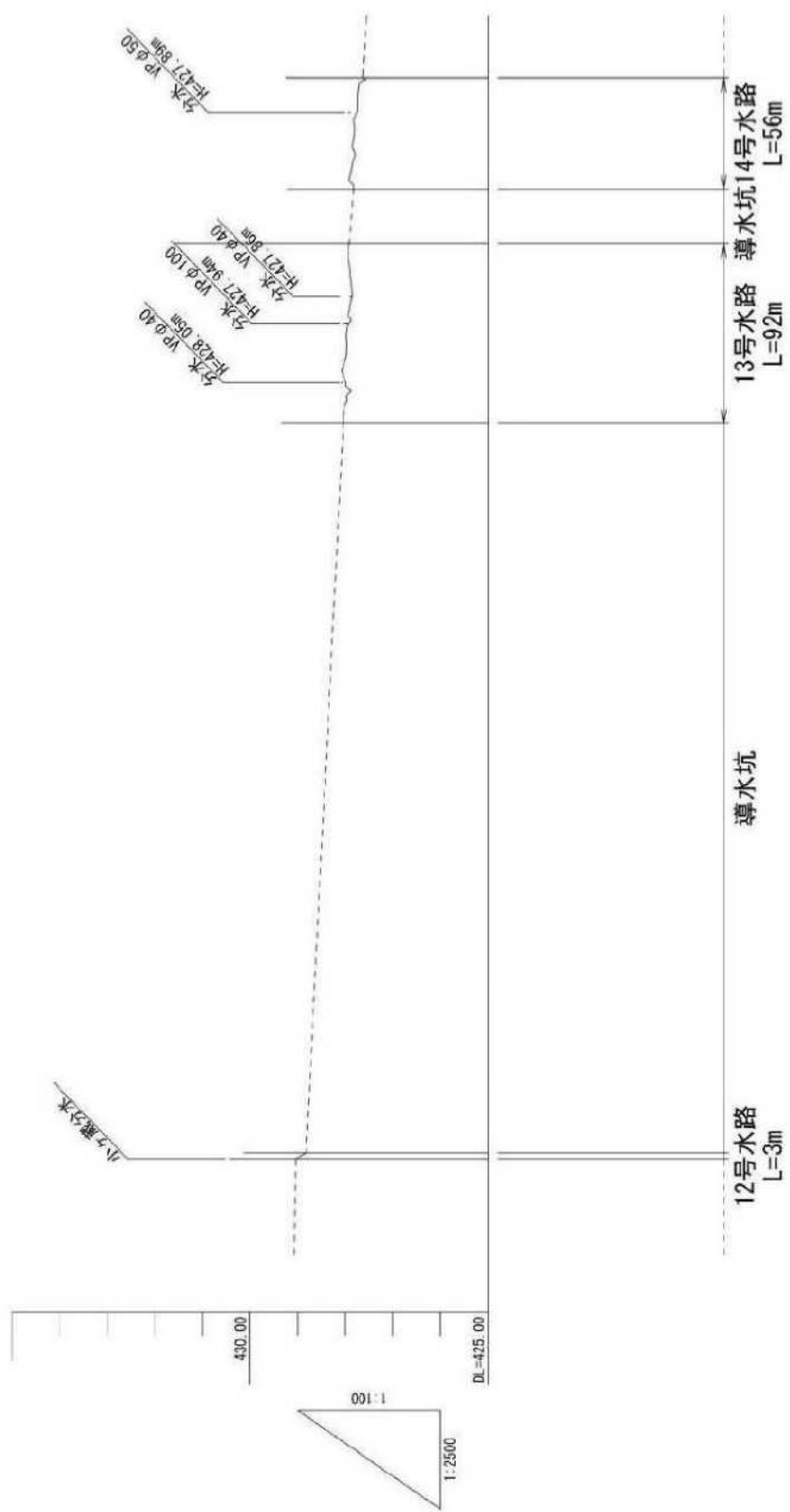


图 (Fig) 1-4-2 通潤用水下井手12~14号水路口 縦断面図

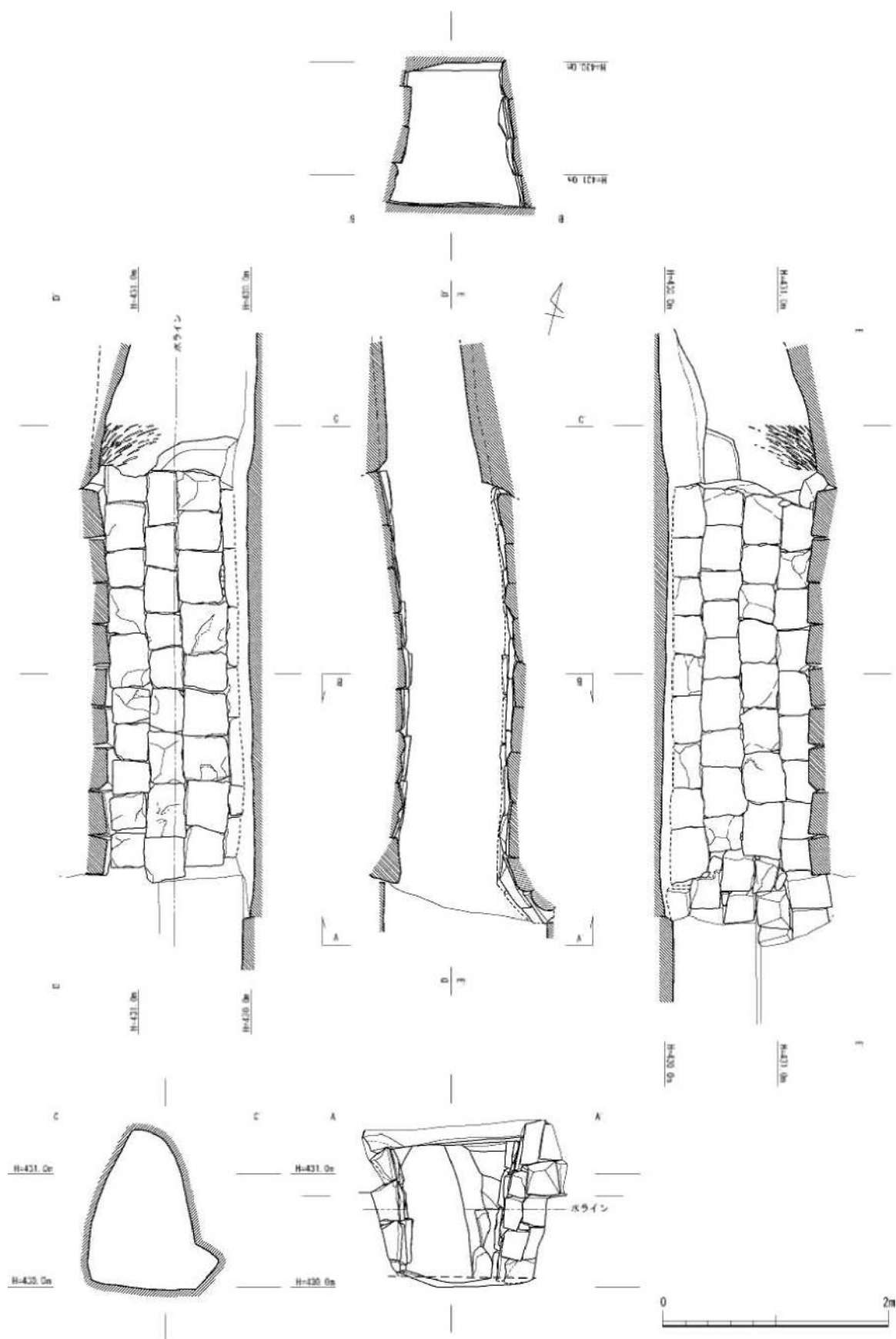


図 (Fig) 1-4-3 通潤用水下井手8号水路 下流坑口 実測図

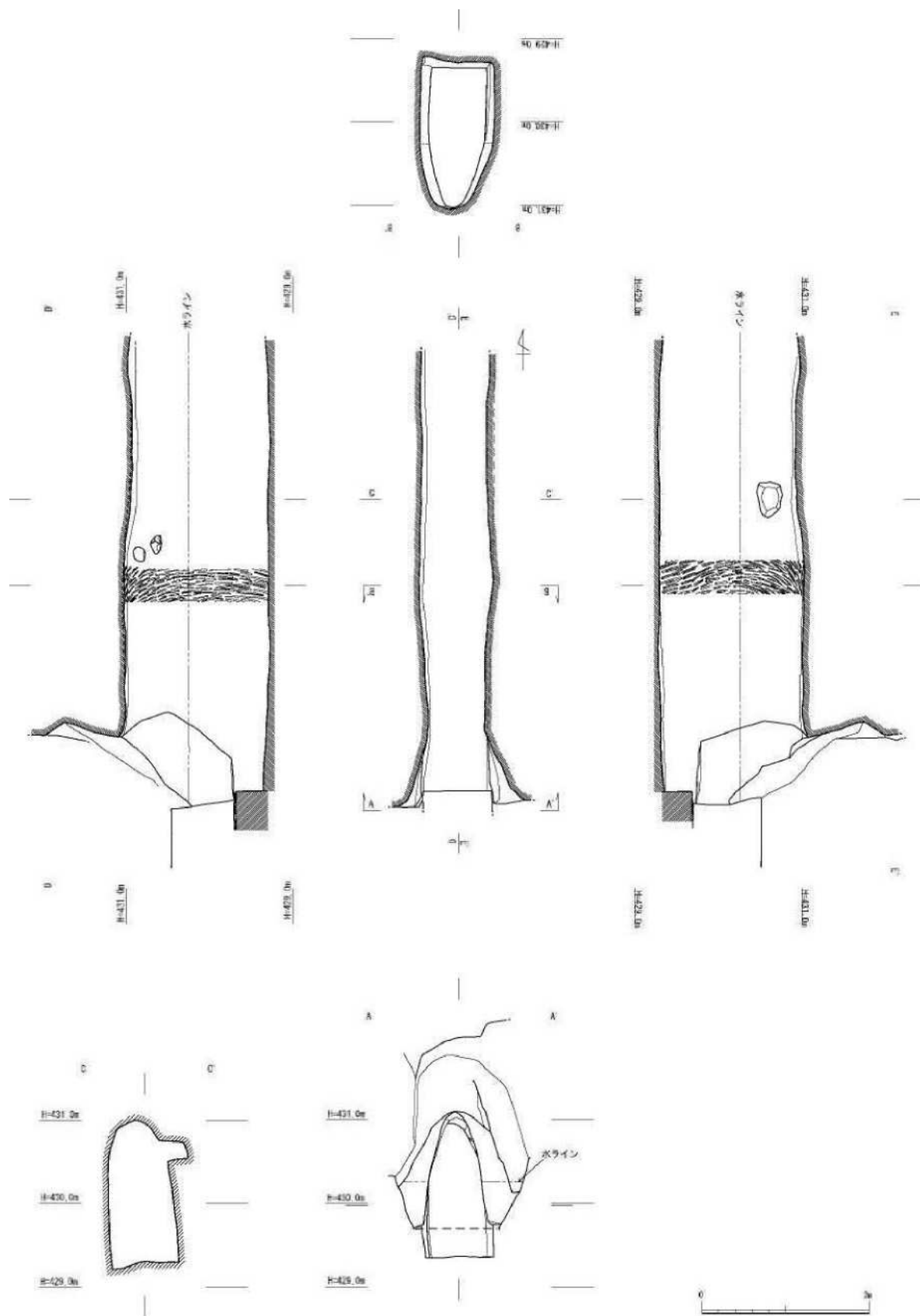


図 (Fig) 1-4-4 通潤用水下井手10号水路 上流坑口 実測図

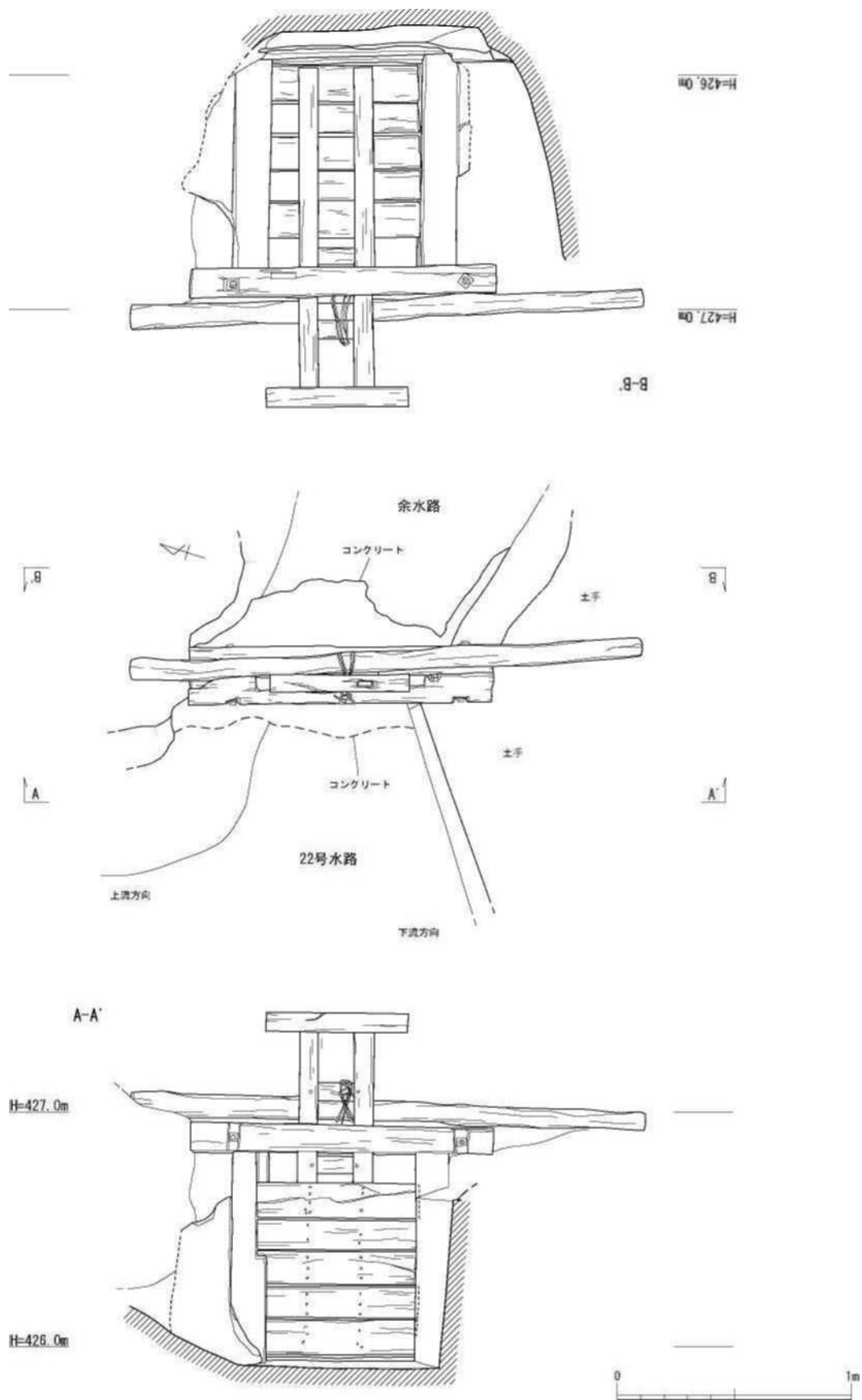


図 (Fig) 1-4-5 通潤用水下井手朝寝開き余水吐 (22号水路) 実測図

第2節 土木的特性 ―通潤用水の管理システム―

はじめに

通潤橋の建設事業は、矢部手永惣庄屋布田保之助の発案・指揮のもと、嘉永5年(1852)12月に着工した。通潤橋本体は嘉永6年12月、吹上樋は同7年9月に竣工している。

一方、白糸台地を張り巡る用水路の開削工事に関しては不明な点が多い。しかし、今回の景観事業に係る調査により、通潤橋の架橋工事と並行して通潤用水の開削工事が進められたことや、今まで判然としなかった通潤用水建設後初の田開(稲の植付け)時期などが明らかとなった。

【史料1】

南手新井手之儀嘉永四辛亥八月より願出、同月より水見積方打立、嘉永五年閏二月願書御達ニ相成、同年十一月御免達ニ相成、十二月井手堀鍬初二相成、本井手筋井枝井手荒々安政元年寅十二月水流相済、安政二卯年より新田毛附初ル

これは、「南手新井手記録」に収録されている「井手神祭并諸取計候積年季記録写」(安政5年4月)の一部である。史料によると、「井手堀」(用水路の開削)は、通潤橋架橋工事と同じく嘉永5年12月に開始され、「本井手」と「枝井手」の「水流」は大方安政元年(1854)12月に完了したと記されている。さらに、通潤用水開通後初の「毛附」は翌安政2年に行われたことが明らかとなった。

このように、通潤用水に係る付帯工事の全体像は次第に明らかになりつつある。しかしながら、一般的に用水路は、開削工事そのものより工事完了後の用水維持ならびに管理が重要なものとなり、関係者の更なる知恵と努力が要請される。現在まで、通潤用水の維持管理に関する歴史的研究はなされておらず、研究のエアポケットとなっている状況である。

本節では、近世以降通潤用水がどのように、そしてどのような体制で維持管理され、それが近代明治にどう継承され、いかにして現在に至っているのかを史料を中心に述べ、今なお台地を潤し続け、美しい棚田景観を形成している通潤用水の歴史的変遷を辿る。

本題に入る前に、本節で扱う史料を紹介する。通潤用水に関連する文献史料は一覧にまとめて第3章第3節に掲げているので、ここでは史料の概要に触れておく。主要な史料として4つを挙げる。

(1)「南手新井手記録」

内容は第3章吉村論考に詳しいので深くは触れないが、本節で関係するところでは、本節で関係するところでは、「南手新井手記録」中に散見される「申談頭書」の部分である。「申談頭書」とは、通潤用水の受益地域8ヶ村の庄屋による言わば会談議事録である。通潤用水受益地域の庄屋が、通潤用水の維持管理をはじめ利水に関する諸ルールを「申談」によって取り決め、惣庄屋に報告した案件を書き記したものである。体裁は、惣庄屋や手永会所からの諮問に一つ一つ庄屋たちが合議の上答申する形式をとっており、「申談」内容も多岐にわたる。

「南手新井手記録」中の「申談頭書」の初見は嘉永7年(安政元年)8月12日であり、以後安政4年5月までの間計14回の「申談頭書」を収録している。前述したように、大方の井手筋工事は安政元年12月に完了しているので、用水路開削工事と並行して庄屋会談が行われていたことになる。もちろん、「申談頭書」の初見とした嘉永7年8月12日以前から庄屋会談が行われていたことも十分に想定しうる。

(2)「安政申談頭書」

表題通り、安政4年(1857)閏5月17日から同5年6月6日まで計6回の受益地域の庄屋による「申談頭書」である。体裁、内容ともに「南手新井手記録」中の「申談頭書」とほぼ同様同質のものである。

「南手新井手記録」と「安政申談頭書」を比較すると重複する「申談頭書」が4件あるので、現在確認できる「申談頭書」は嘉永7年（1854）8月12日から安政5年6月6日まで計16回分ということになる。

（3）「町在」（永青文庫細川家史料）

熊本藩で功績のあった惣庄屋をはじめとする地方役人、藩への寸志献納や諸御用出精の庶民に対する褒賞記録である。特に、前者は藩庁選挙方による地方役人の職務業績評価という性格が強い。「町在」は、寛政11年（1799）から明治3年（1870）までのものが105冊現存し、その情報量たるや膨大である。

この「町在」の中から、近世期通潤用水の維持管理にはどのような役職の者がどのような職務に当たっていたのかを紹介する。

（4）「南手用水路会議 巻」

明治期における通潤用水の維持管理、利水規定などの枠組みを策定した水路組合の会議の議事録である。厚さ約10cmの分厚い冊子で、年代が確認できる最も古いもので明治15年7月、最後が明治38年6月の書類となっている。この間の水路会議を全てカバーしているわけではないが、年によってはまとまった会議録があるので、明治期通潤用水の維持管理や組合の運営実態がある程度は把握できる史料と言えよう。

詳しい内容に関しては後述するが、主に議案やそれに対する議決録、配水方給与や修繕費などの予算に関するもの、役職者の任免関係のものが大部分を占める。

1. 近世期における通潤用水の維持管理

通潤用水が通水し、井手完成後初となる「毛附」が開始される安政2年春頃から、受益地域の庄屋による会談の議事録が史料上に現れてくる。前述した「南手新井手記録」中の「申談頭書」と「安政申談頭書」である。

ここでは、これら二つの史料を中心に論を進めていくが、その前に通潤用水の維持管理がどのような体制で行われていたのか、その一端を二つの「町在」史料の中から紹介する。

【史料2】

御内意之覚

矢部手永南手在井手方見■

在勤中御郡代直触并根■小頭

兼帯二而病死仕候佐藤伝兵衛忝

同手永寺川口村

才吉

当辰三十二歳

右者矢部手永之儀南手在村々至而養水乏敷数ヶ村平常飲水ニ茂難渋いたし来候処、嘉永度村々飲水并畑地上
畝御仕立として無比類大造之吹揚樋并新井手立御普請有之、無異儀成功ニ相成、井手筋之儀分水井手共二者
十三里余之間数数百ヶ所之配水口、加之吹揚樋之難題有之、平素修覆を初降雨之節水懸迹且養水中分水之指
揮請込之精粗ニ依而養水之過不及ニ至り御所務ニ茂係り候儀ニ付、右ニ書上候才吉父伝兵衛儀御普請被取起
以来受込ニ而出精仕、一躰功熟ニ御座候間、安政四年南手井手方見■申付度御座候付、在勤中御郡代直触被
仰付被下候様奉願候処、願之通被仰付、弥以出精相勤、既ニ功業御賞美別途御内意茂仕置候処、当三月病死
仕候、同人忝右才吉儀若年より井手方見習申付置、養水中者勿論御普請等之節不断出勤、井手方之儀熟知仕
居、人物茂手全成者ニ御座候間、父跡矢部手永南手在井手方見■申付度奉存候、依之在勤中御郡代直触被仰
付被下候様於私奉願候、此段御内意仕候間、宜敷被成御参談可被下候以上

慶応四年五月

小川次郎助

御郡方

御奉行衆中

(後略)

(「町在」)

この史料は、矢部手永南手在井手方見■であった佐藤伝兵衛が死去し、その忝才吉への跡役相続願を郡代小川次郎助が藩庁郡方奉行に上申したものである。

史料から以下の3点を指摘しておく。

- (1) 通潤用水をはじめ南手在の井手筋を監督する「矢部手永南手在井手方見■」という役職が存在し、安政4年(1857)に任じられた佐藤伝兵衛は矢部手永会所の根■小頭を兼帯していた。
- (2) 「矢部手永南手在井手方見■」の職務は、「平素修復を初降雨之節水懸迹且養水中分水之指揮」というものが主であり、日常的な井手修復や配水量決定の指揮をしていた。
- (3) 跡役を相続する忝才吉は、若年より「井手方見習」として現場に出勤し、井手方に関しては相当に「熟知」していたと思われる。また、史料は掲げていないが、郡目附付横目である倉岡運作の調書にも「数年井手方見習罷出、田方養水并分水之ヶ所々々懸迹等之手数向能馴込居候」と添えられている。

【史料3】

御内意之覚

在勤中苗字御免直触ニ而矢部手永御山見■并畑村成君村庄屋ニ而川俣村庄屋後見

甲斐清兵衛

右清兵衛儀、矢部手永南手在上畝御仕立として御郡方御出方錢を以吹揚并新井手立御普請被仰付候、右井手筋之儀分水井手共ニ者拾三里余ニおよひ、加之吹揚樋之難題有之、平素修復を初降雨之節水懸ヶ引分水之指揮請込之精粗ニよつて養水之過不及、御所務ニ茂係候儀ニ而原田平右衛門儀在勤中御直触ニ被召出、井手方見■被仰付置、同人儀吹揚居村ニ而御普請已来始末誠実ニ指入出精相勤候ニ付、井手筋大破茂無之候処、同人儀當六月病死仕候、跡役替時茂相欠ヶ居候而者前文之通吹揚樋之大難題を抱居、十三里余之井手筋ニ而甚タ以無心元奉存候間、右清兵衛儀御山見■被成御免、平右衛門跡南手井手方見■被仰付、在勤中御直触ニ被召出被下候様重宜敷奉願候、此段見込之趣不閑覚書を以申上候、以上

慶応四年八月

布田市右衛門

佐野亥一郎

(後略)

(「町在」)

この史料も前記「町在」と同じく、原田平右衛門死去に伴う甲斐清兵衛の跡役相続の上申である。前職で死去した原田平右衛門とは、南手在村々の庄屋を歴任し、通潤橋・通潤用水建設当時、村方において中心的役割を果たした人物である。

史料下線部からわかるように、原田平右衛門跡南手井手方見■を相続した甲斐清兵衛は、矢部手永山見■および矢部手永の畑村と成君村の庄屋を兼帯し、さらに川俣村庄屋後見でもあった。また、原田平右衛門の職務は前述した佐藤伝兵衛同様に「平素修復を初降雨之節水懸ヶ引分水之指揮」というものであった。

以上、二つの「町在」から通潤用水の管理に関して以下のことが言えよう。

- (1) 「南手在井手方見■」（「南手井手方見■」とも表記される）の任に当たったのは、根■小頭や山見■などを勤めた手永の会所役人出身者、もしくは原田のような南手在村々における中心的人物であった。しかも、彼らは全くの素人ではなく、一様に井手方に習熟していた専門家であり、跡役を相続する者も才吉の例からわかるように若年より井手方には相当に精通していた。また、この役職は藩から任命される公的役職であったことに注意する必要があるだろう。
- (2) 「南手在井手方見■」の職務は「平素修覆を初降雨之節水懸迹且養水中分水之指揮」「平素修復を初降雨之節水懸ヶ引分水之指揮」という主に分水量の調節であった。また、「分水之指揮」という文言から、井手筋で分水の実務を担う分水方（後述）への指揮権を持っていたと言えよう。
- (3) 才吉は慶応4年（1868）9月より、甲斐清兵衛は慶応4年12月より「南手在井手方見■」の任にあたっていることから、「南手在井手方見■」は少なくとも常時2、3名が置かれていたと思われる。これに関して興味深い史料を紹介する。

【史料4】

（前略）平常者順番ニ而日々見■いたし候得共、強雨之節々水防等ニ而今壺人見■役不被立置候ニ而者届兼候様之儀茂有之（後略）
（「町在」）

この史料は、手永会所根■小頭助勤の仁市郎を新たに「南手在井手方見■」に任用するにあたり、安政5年（1858）8月に郡目附付横目が作成した調書の一文である。「順番ニ而日々見■」とあるので当時まではおそらく2名の「見■役」が「順番」に井手を巡回していたと考えられるが、強雨や洪水の際には監督指揮が行き届かないとして「今壺人」の増員を願い出たのである。もちろん、彼らは、通潤用水だけではなく矢部手永内に存在する井手筋の監督も兼任していた。

矢部手永内全ての井手筋を2、3人の会所役人で把握することは到底できないので「南手在井手見■」の配下には分水方および分水方請込小頭（以下、分水方）という役職の者がその実務を担った。

【史料5】

覚

分水之儀ニ付見込之趣被相達置候ニ付及詮議左之通

- 一、分水方請込小頭立方之儀追而可及詮議、当年之儀者畝方少水茂過分ニ有候ハ、向後之水引猥ニ成不申様之法令致候ため而已之事ニ付、先当年之儀者井手方兩人ニ小頭中之内請込申付、分水口日々打廻申答ニ候、差過不及茂有之候ハ、右受込江申出候様
 - 一、請込小頭廻り合不申節、干田ニおよび候畝方有之候ハ、庄屋村役人ニ申出及干田不申様取計置、其様子に者追而受込江可申出、私々分水口勝手ニ手掛仕申間敷事
 - 一、役人より差究置候分水を扱、其外申付を背き勝手ニ水引等致候者者名前等相糺、請込手元より被申出候ハ、其程ニ応し締り方可申付事
 - 一、分水井手井樋状之儀下■并請込中立会開畝ニ応分水を究可申、尤当年之儀者其見究を以伏込置候事ニ付者分にして過不足有之分者受込江答可申、来年以後之儀者村々共ニ一ト分水限開畝ニ応シ初発前条同断惣立会ニ而井樋状込可申候事
 - 一、当年分水方より受持を以見計申候分水左之通、其村受ニ而水取取計可申事
- （後略）
（「南手新井手記録」安政2年6月）

この史料は、惣庄屋布田保之助から南手在庄屋中に対して出された通達である。下線部によると、当年はまだ「敵方」が少なく、水も「過分」にあるので、分水に関する「法令」を徹底させることを第一の目的として井手方（南手在井手見■）の2人が分水方を兼任し、分水口を「日々打廻」という。

分水方の主な任務は、分水口を「日々打廻」り、分水口管理や分水量の調節をすることであった。

以上のように、通潤用水は手永会所が監督指揮権を持ち、その長として惣庄屋が存在するが、事実上の監督者は佐藤伝兵衛や甲斐清兵衛など会所役人の中から任命される「南手在井手方見■」であり、さらにその配下には分水方として現場で直接的な実務に当たる会所役人（小頭クラス）が存在した。

しかしながら、通潤用水の管理は会所役人という言葉が社会的権力によって独断的に行われていたのではない。あくまで、会所側は井手方の技術者集団として、また水争論を未然に防ぐ指示監督者としての性格が強い。

吉村は、通潤用水の維持管理に関して「地域管理体制」と名づけ、手永会所と南手在村々が緊張関係にありつつも連携関係にあると特徴付けている。そこに「幕末日本社会の到達形態」を見ている。（前掲、第3章）

では、次に会所と連携を取る南手在の村々は通潤用水の維持管理に対してどのような動きを見せ、どのような管理が行われていたのか、以下史料に即して検討したい。

まず、表(Tab)1-4-3 を見ていただきたい。これは、「申談頭書」の中で用水路の維持管理について話し合われた会議を一覧にしたものである。紙幅の関係上全てに言及することはできないが、いくつか維持管理に関する特徴的な記事を項目ごとに紹介する。

表(Tab)1-4-3 通潤用水の維持管理に係わる「申談頭書」一覧

	年月日	史料表題	会談場所	用水の維持・管理に関する会談内容	出典
1	安政2年3月	安政二年卯三月 申談頭書	—	村々水番人決め・水引・送水	南手新井手記録
2	安政2年4月2日	卯四月二日 井手下村々庄屋中申談シ頭書	—	井手破損の処置	南手新井手記録
3	安政2年8月	覚	—	井手の土砂浚	南手新井手記録
4	安政4年閏5月17日	巳閏五月十七日 申談頭書	—	分水水量・分水増減・吹上ゴミ取方仕法	安政申談頭書
5	安政4年閏5月28日	巳閏五月廿八日申談頭書	—	分水口水取・水不足の処置・砂蓋受持	南手新井手記録 安政申談頭書
6	安政4年7月12日	巳七月十二日 申談頭書	—	井手手入箇所報告・請井手新規堀の箇所見立・修復箇所見込	南手新井手記録 安政申談頭書
7	安政4年7月25日	巳七月廿五日 吹上所申談頭書	吹上所	井手浚日取決め	南手新井手記録 安政申談頭書
8	安政5年1月7日 安政5年1月	申上覚 午正月七日吹上所申談頭書 覚	吹上所	井手堀継・井手筋手入	南手新井手記録
9	安政5年4月25日	四月廿五日 吹上所申談頭書	吹上所	樋尻に砂蓋持・水廻順番出夫・水不足の処置・砂蓋受持（洪水防）	南手新井手記録 安政申談頭書
10	安政5年6月6日	午六月六日 吹上所二而会談頭書	吹上所	分水定規決め・砂蓋受持	安政申談頭書

①水番人

次は、「南手新井手記録」の水番人に関する史料である。

【史料6】

一、村々水番人数究人柄見立且仕情筋見込之趣御達申上候様二との事

此儀畑村懸長尾井手目くら滝田成川井手かにや井手田吉懸り迄岩立井手請込一人

小原田吉村通之井手筋東谷分水田吉下タ井手長のお岩之廻分水

右一人

同村山中分水山宮分水同村西手分水小原田辺分一人

犬飼村西ノ尾分水村ノ下甲久保長田牧野請井手右一人

新藤あさみ廻とふほし迄中尾後谷鳥越一人

新藤松ノ尾小ヶ蔵古閑平分水同村上井手平原より小ヶ蔵迄白石高あせ分水右一人

新藤村筒井廻より馬川中おばね南又白石村出口より井手末迄一人

奥相藤寺舞鶴迄一人

都合八人

相当之勤料ニ仕候得者余計之米高二相成、井手下村々都合上納仕候得ハ反懸米余計ニ相増可申、末々田開之見渡しも無之内上納米相増候儀、小前々々江申聞候得ハ何連も当惑仕、田開之競を失可申奉存、何卒牧野村列分水方同様ニ被召仕被下候様奉願候、左候ハ、村々よりハ反ニ一升宛上納可申候間、宜敷被仰付可被下候、人柄之儀者見立御達可申上と奉存、当年迄之儀者田開明ヶ計も出来仕来仕不申、勤料上納仕候見渡しも無御座、御出方増ニ相成候儀何連奉恐入候得共宜敷被仰付可被下候

(「南手新井手記録」安政2年3月)

安政2年(1855)3月といえば用水路開通後初の田開が開始される頃である。南手在の村々による利水が本格的に始まるに際して、会所から水番人の設置ならびに箇所・人数・候補者の選定を行うよう通達がなされている。

ここでは、南手在の水番人8名の設置と設置箇所が庄屋会議で取り決められ、勤料支給の件も議題に上がったようである。勤料支給に関しては、反懸米から支出すれば百姓の負担が増すこと、田開が始まったばかりなので勤料上納の見通しが立たないことなどを理由に庄屋中は受益者負担ではなく会所負担を願出ている。

残念ながら、「南手新井手記録」や他史料中には水番人に関する記述が上記以外見当たらないので、水番人の詳しい任務は判然としない。しかしながら、百姓の中から人柄を見立てて選定されること、勤料が支給されることなどを勘案すれば、日常的に井手の見回りをを行い、用水の片引が行われていないか、十分に、かつ円滑に配水が行き届いているかを逐一チェックしていたものと推測できる。また、水路破損箇所や修復箇所の日常点検なども行っていたのであろう。現場における用水路の維持管理の責任者と位置付けることができよう。

後述するが、明治期に設置される「配水方」の原形が、この「水番人」に求められよう。

②砂蓋番

砂蓋とは、井手の箇所々に設けられた小型の磧(排水樋)であり、砂蓋番とは、豪雨などの際に井手の破損を防ぐため、その磧を開き、水抜きを行う者である。砂蓋番は、明治から現在まで受け継がれている用水路の維持管理に関して重要な役職である。残念ながら、砂蓋番に関する史料は少ない。「南手新井手記録」での砂蓋に関する史料の初見は安政3年(1856)5月6日である。

【史料7】

白石村

半兵衛

右者洪水之節上井手栗山水落砂蓋懸おろし受持申付候条、其段可被申渡候、以上

辰五月六日

布田保之助

渡辺太郎兵衛殿

(「南手新井手記録」安政3年5月6日)

砂蓋番は、水番人同様井手の維持管理に重要な位置を占めており、それは惣庄屋布田保之助から直接任命されているところからも伺えよう。さらに、上記白石村半兵衛だけではなく、南手在の各所には砂蓋を受け持つ当番が置かれていたことが次の史料からわかる。

【史料8】

(前略)

一、砂蓋受持之者共心得方之儀ハ追々申達置候通相弛不申様可被相示事

此儀強雨等之節馳附之儀怠り不申様今度猶又申聞下可申奉存候事

(後略)

(「安政申談頭書」安政4年閏5月28日)

③分水量の調節

通潤用水における分水量の調節は、前述したように会所役人の小頭クラスから任命される分水方がその実務を担っていた。では、村方における分水井手の水量はどのように管理されていたのであろうか。以下、二つの史料を紹介しておく。

【史料9】

巳閏五月十七日申談頭書

一、分水口水量者分水方受持ニ而差引いたし候間村々ニ亘り候而ハ村受持ニ而片引不致様精々申談候様ニとの事

此儀坪々水引之儀地主任せニ而ハ片引仕候儀も難計御座候間、已来者小前順番出夫を以水引仕、決而私ニ水引不仕様申付、自然私ニ勝手之水引仕候者有之候ハ、名前相糺御達可上候間、御糺方之上御締方被仰付被下候様、其段ハ不洩示方仕置可申と奉存候事

一、分水井手ニ而水之増減有之節者早速々々分水方江相言可申旨之事

此儀水之増減有之節者無遅滞分水方江相言、御差図を受可申、私ニ分水口ニ手を懸申間敷事

(後略)

(「安政申談頭書」安政4年閏5月17日)

【史料10】

(前略)

一、村々ニ而水廻之儀順番出夫を以片引不致様被取計度との事

此儀田根付済次第去年之見合を以取計可申奉存候

一、坪々水不足之節小前々々よりハ如何手数いたし候ハ、無遅滞通水仕候哉、得斗申談有之度事

此儀分水被究置候後井手裾之坪々水不足之節ハ地主より役宅へ申出候様申付置、役宅へ申出候ハ、早速村役人中立会井手口之坪々より深水留不申様水配仕、如何ニも不足之節ハ分水方へ可申出候間、於分水方猶御見分被仰付度奉存候

一、坪々水不足之段分水方へ申出候節ハ取扱筋得斗申談有之度との事

此儀水不足之段廻り合之分水方江申出候ハ、其者より見分いたし、其程ニ応し取計置、直ニ分水方中へ廻文仕出、翌日立合見分いたし可申奉存候

(後略)

(「南手新井手記録」安政5年4月25日)

これら史料は、いずれも惣庄屋の諮問に庄屋中が申談の上答申しているものである。

まず、【史料9】では分水口における水量調節について触れられている。分水口の水量調節は分水方が決定し、村々で引水する際は「村受持」にて、百姓が順番で出夫して水引を行うことが取り決められている。そして、水量の増減を希望する場合は必ず分水方の指図を受け、百姓が勝手に分水口を操作することを禁止している。

【史料10】では、水不足（田への水引が少ないこと）の際の処置が取り決められている。水不足にあたっては、地主は「役宅」（庄屋）へ申出の上、村役人立会いのもとで配水を行い、状況によっては分水方へ届出、「見分」を仰がなければならないとしている。

このように、分水量の決定および村々における水引に関しては細かい規定が庄屋中の申談によって取り決めがなされている。特徴的なのは、村方での水引を「村受」として百姓に委ねられていることと、問題が発生した際には、地主（本人）一村役人一分水方と段階的な解決過程が用意されていることである。百姓による自力救済を禁止しつつも自律的な分水規定を設けていると評価できよう。なお、管見の限り南手在において水争論に関する史料は見当たらない。

④井手破損の取扱い

水番人や砂蓋番などは、井手の破損を未然に防ぐための体制作りという面が強い。では、実際井手が破損した場合はどのような対応、または体制がとられていたのだろうか。史料を掲げる。

【史料11】

如四月二日井手下村々庄屋中申談シ頭書

井手筋破損之節取扱筋左之通村々小前々々江申聞置、無手拔取計可申事

一、明依	五十七俵	縄六番	畑村
一、同	三十六俵	同四番	小原村
一、同	八十七俵	同九番	犬飼村
一、同	三十六俵	同四番	長野村
一、同	九十九俵	同一束	新藤村
一、同	四十八俵	同五番	白石村
一、同	二十七俵	同三番	小ヶ蔵村
一、同	百五十俵	同一番	牧野村
一、同	六十三俵	同六番	田吉村

右之通縄明依庄屋元江取揃備置、井手筋破損之節入用丈ヶ持出可申事

一、井手筋破損見当候ハハ、早打役元江可申出候事

一、井手筋破損之節太鼓三おろし四はち打候ハハ、農業ニ罷出候先キタ々より時刻不移役元江駆集り可申後、
駆参り候者ハ場所承り追付候様

一、右駆付夫取扱左之通

一、一番二番ニも駆付働之次第二依而ハ賞美夫遣可申、其儀者其節出役庄屋申談取計可申事

一、仕事間ニ仕候者ハ仕事之多少ニ無見別一人夫遣し可申事

一、駆付候迄ニ而仕事之間ニ合不申とも其村懸ハ一合夫、他村懸ハ二合夫遣し可申事

一、自然近辺ニ居合候而罷越不申もの勤夫之内より過料ニ夫一人引可申事

一、井手筋破損之節抗柵等入用之竹木ハ其村懸近辺之山より伐出し、追而相当之代錢積を以夫立用致候願
代錢相渡し候哉其村之夫撫遣不足ニ応し取計可申事

右之趣早速小前々々江得斗申聞明俵縄等ハ早速取揃置可申事

四月二日

井手下村々庄屋中

(「南手新井手記録」安政2年4月2日)

安政2年(1855)4月と言えば、井手開通後初の田開の真只中である。そのような状況の中で、上記の取り決めがなされたことが重要である。田開同様に、この時期頃から井手の維持管理もいよいよ本格化してきたのである。

まず、冒頭部分に「井手筋破損之節取扱筋左之通村々小前々々江申聞置」とあるように、井手破損に対しては「村々」の「小前」一人一人が使命と責任を負う、言わば「総動員体制」がとられている。

第一に、井手破損に備えて通潤橋北側の畑村と南手在各村の庄屋宅に明俵と縄を常置しておくことが明記されている。明俵は、井手の決壊拡大を防ぐための土嚢として用いられたのであろう。

そして、井手破損を知らせる太鼓などの合図、「駆付夫」に対する「賞美」、また「罷越不申もの」(不参者)に対する罰則規定も細かく明記されている。これらは、井手破損を迅速かつ確実に修復させることはもちろん、「小前」全員が常に井手を気に掛け、維持管理に責任を負うという意識を持たせる側面もある。日常的な井手の維持管理は、百姓がその多くを担っていたのである。

通潤用水の維持管理を統括する会所の体制としては、惣庄屋布田保之助をトップに、配下の南手在井手見■(井手方)・分水方という構成をなし、各村々においては庄屋・村役人が会所と百姓の中間に位置し、その連携を図る存在であった。

維持管理に関しては、吉村が言うような組織的かつ重層的な「地域管理体制」が見られた。しかしながら、会所役人や村役人はあくまで井手の監督・指揮権を持つにとどまり、現場において維持管理の大部分を担い「地域管理体制」を村々で支えていたのは、百姓から選ばれる水番人・砂蓋番、そして一般の百姓であった。

上記以外にも、井手の維持管理に関しては、種々様々な「申談」が庄屋中によってなされている。例えば、村ごとの田開水取順や、井手浚いの日取り、水廻順番出夫など井手の維持管理においては、あらゆる局面で庄屋中による「申談」の場が機能していると言ってよい。

詳しくは触れることはできなかったが、特に注目できるのが、新規井手堀である。南手在の庄屋中は、白糸台地全てに「養水」が行きわたるように、新たに井手を通す箇所を自分たちで見立て、会所に申請している。もちろん、勝手に井手を掘ることはできないが、惣庄屋や井手方が技術的見地から実見し、承認が得られれば即座に実行に移すことができたのである。まさに、通潤用水は村々の要望が具現化したものなのである。また、安政元年(1854)11月に郡方より許可が下りた「新井手修繕料開」15町の存在に関しても、どのように運用されていたのかなど今後検討する必要がある。

2. 明治期から現代までの通潤用水の維持管理

ここでは、明治期から現在に至る通潤用水の維持管理の変遷を追う。

明治期における通潤用水の維持管理に関しては、前に紹介した「南手用水路会議 巻」という一冊のまとまった議事録がある。明治期の通潤用水管理の実態を教えてくれる唯一の史料である。

まず、どのような維持管理体制がとられていたのかを史料をもとに明らかにする。

①組織

議事録の文書構成は、第3章第3節の表で掲げている通り、最も古い記録が明治15年(1882)、そして、最後が明治38年となっている。記録は明治15年から始まっているが、実際には明治30年代の記録が大半を

占めており、明治31年から同38年までの記録は年ごとにまとまっている。表紙には「南手用水路会議 巻」と書かれているため、2巻以降の議事録の存在も十分に想定できるが、現在は確認できていない。

史料の内容は、協議会の議事録という性格上、人事、予算支出に関するものがほとんどである。

さて、明治初年の通潤用水の維持管理に関しては史料がないため、実際どのような体制で維持管理がなされていたのか判然としない。また、明治期の組合の初見である「小笹以南九ヶ村連合吹上用水路組合」に関しても、いつ、どのような経緯で設立されたのかよくわからない。少なくとも、明治4年の廃藩置県までは藩政時代の管理体制が存続していたものと考えられる。そして、明治15年には用水路組合として組織的な体制が出来上がっており、全国的な水利組合の動向も鑑みると明治10年代前半に体制の発足時期を求められよう。以降の組織変遷は表(Tab)1-4-4で示した通りである。

表(Tab)1-4-5 通潤用水の管理組織の変遷

組合名称	期間	備考
小笹以南九ヶ村連合吹上用水路組合		
南手吹上水利組合		
白糸村外三ヶ村用水路組合		
白糸村外三ヶ町村普通水路組合	自 昭和4年8月13日 至 昭和26年7月19日	水利組合法による組織名称変更
白糸村外三ヶ町村土地改良区	自 昭和26年7月20日 至 昭和31年6月3日	水利組合法改正による組織名称変更
通潤地区土地改良区	自 昭和31年6月4日 至 現在	定款変更による組織名称変更

次に、具体的な組織体制に関して史料からわかることをいくつか挙げる。

まず、どのような組織体が組合を運営していたのかである。目録番号3の「上益城郡小笹村以南九ヶ村連合協議案」(明治17年2月29日)を見ると、原田昌真という人物が「会頭」となっている。さらに、目録番号9の「協議会仮規則」(年不詳—明治19年頃か)を見ると、組織は「会長」「会員」からなる「協議会」であったことがわかる。「協議会仮規則」第1条には、会長は会員から互選されると明記されているが、会員はどのようにして選ばれるのか定かではない。参考までに次の史料を紹介する。

【史料12】

第一〇七号

本年度吹揚ヶ用水路ニ係ル協議会議員旧例ニ依リ左記之通選挙シ本月廿三日迄其人名当役場へ届出可有之候事

追テ至急協議会開設ノ答ニ付本文日限聊無相遅届出ノ事

明治廿九年十二月廿日

上益城郡白糸村長代理 助役 原田伝記㊟

区長

(以下区長11名の名前略)

旧小原 壱名 旧長野 壱名 旧田吉 壱名 旧犬飼 壱名 旧新藤 弐名
 旧小ヶ蔵 壱名 旧白石 壱名 旧相藤寺 壱名 旧畑 壱名 旧桐原 壱名
 旧牧野 壱名

本年度協議会（翌年1月開催）の協議会議員を各区で選挙し、白糸村役場へ届けるようにとの通達である。最後に、区毎の協議会議員の定数が記載され、旧新藤は2名、それ以外の区は1名となっている。

通潤用水の管理者は白糸村役場（行政）であり、それぞれの区で選ばれた代表者が協議会議員（会員）となり、協議会を構成していた。中には、区長自らが協議会議員となっているケースも見られる。

市制町村制（明治21年）や水利組合条例（明治23年）など国が制定した各種水利組合に関する法律と当該水利組合との関係を細かく論じる用意はないが、当該水利組合も諸法律に適応しつつ改編を余儀なくされ、行政組織の一部に組み込まれていったことは確かである。

総合して述べれば、用水路管理者である白糸村村長が協議会会長（議長）に就任し、各区から選ばれた12名の協議員によって組合が運営されていた。

②運営費

次に、前述した協議会はどうのような会計を持ち、運営にあたっていたのかを見ていく。

まず、次の史料を紹介する。

【史料13】

南手用水路筋ニ係ル諸事聯合会議案

第壹条

明治十四年五月本県甲第七十式号布達ニ付而ハ用水路修繕費ハ水下人民ノ負擔被充候通ニテ豫算金ナクシテハ往々修繕費ニ差支ヲ生スヘク、依テ豫算金八拾圓ヲ徴収シテ修繕費ニ充ツルモノトス

第二条

豫算金ハ用水路世話方年輪番村惣代人手元江預リ置キ、出金ノ際ハ戸長ノ指揮ニ依リ出金スヘシ、其他勝手ニ出金スル事ヲ得サルモノトス

但受拂簿及現金共年ニ三四回掛戸長ヨリ臨時調査ヲ遂ケ置、年末ニ至リ各村惣代人立會調査済ノ上、翌年之年輪番惣代人へ帳簿并残金共一同引渡スモノトス

（後略）

第1条によると、明治14年（1881）の熊本県布達により「用水路修繕費」は「水下人民ノ負擔」であることが確認され、第2条目には、「豫算金八拾圓」を徴収して、村ごとの「用水路世話方年輪番村惣代人」が管理を行うと明記してある。そして、徴収した修繕費が村々の維持管理費に充てられ、一部は以下の史料が示す通り「組合費」として協議会に納められた。徴収方法に関しては、当初は定額徴収であったが、明治20年代ごろから反別と地価に対してそれぞれ五分割で徴収している。ただし、反別五分五厘・地価四分五厘の割合で徴収している年もあり、負担の平等性を期すため経済状況により変更されていたものと考えられる。

【史料14】

明治三十年一月十三日議決ノ滞納処分法ヲ左ノ通り改正スルモノトス

吹上ヶ用水路組合費滞納処分法

第一条 白糸村外三ヶ村組合吹上ヶ用水路ニ係ル組合費（配水方給料并修繕費等一切ノ費用）ハ各旧村限り取纏メ、皆納スルハ旧村ノ義務ナル（後略）

明治14年以降、組合に納められた組合費は白糸村長および収入役、協議会員によって管理されてきたが、次第に事務が繁雑となり、明治31年8月15日の議案4号によって修繕費取扱法が制定されるとともに、修

繕費の収支決算事務を専門に扱う「修繕費取扱委員」が新規に設置された。修繕費取扱委員の定員は1名、初代修繕費取扱委員には選挙の結果、原田平八が就任した。

最後に、組合費はどのような費用として支出されていたのであろうか。参考として修繕費取扱委員原田平八が作成した明治35年度歳出決算表を挙げる。

【史料15】単位：円

明治三十五年度熊本県上益城郡白糸村外三ヶ村組合用水路修繕費歳出決算表

科目	予算額	決算額	附記	過不足
職工賃并諸式賃	一八〇, 一一〇	一五七, 三八六	過ヲ生スルハ工事少キニヨル	二二, 七二四
祭典費	一九, 五〇〇	二〇, 八四六	不足ヲ生スルハ諸式ノ高キニヨル	
給料及報酬	四八, 八〇〇	四七, 一五〇	過ヲ生スルハ払未済ニヨル	一, 六五〇
会議費	一二, 六二〇	一一, 四七〇	同議員欠員セシニヨル	一, 一九〇
共有地ニ係ル諸税	一, 五〇〇	九五九	同支払未済ニヨル	五四一
雑費	一〇, 〇〇〇	一七, 一九二	不足ヲ生ルハ諸式高キニヨル	
布田米	七, 一〇〇	六五〇	過ヲ生ルハ米送付セザルニヨル	六, 四五〇
予備・臨時費	三〇, 〇〇〇	八六, 四〇三	不ヲ生スルハ予算少ナキニヨル	
合計	三〇九, 六三〇	三四四, 〇五六		
廿四年度追徴費	一一〇, 〇〇〇	一二五, 一六九	不足ヲ生スルハ工事多キニヨル	
通計	四一九, 六三〇	四六七, 二五〇		

ちなみに、表中の「布田米」とは、惣庄屋布田保之助の功績を称え、水利組合より布田家へ「玄米貳俵産米」を「功穂トシテ送呈」したものである（明治33年より進呈）。しかしながら、明治35年はどういう訳か送付されていない。

③配水方

前述したように、通潤用水は白糸村村長を管理者とし、12名の協議会員によって水利組合が運営されていた。では、実際の維持管理には誰があたったのであろうか。それが、今から述べる配水方であった。

明治期以降、通潤用水の維持管理には、この配水方が非常に大きな役割を果たしている。

配水方の定員は、吹上所定詰1名とその他4名の計5名となっており、明治17年2月の協議会で任期3年、満期前月に改選されると定められた（後に吹上所定詰1名、他3名となる）。吹上所定詰とは、吹上所小屋に家族と共に居住した配水方の元締である。明治20年代頃までは、組合内の選挙により選出されていたが、次第に協議会議員の中から選挙によって選出されようになっている。

また、以下の史料が示すように年給米も支給された。前掲歳出決算表の「給料及報酬」に配水方給米が含まれているものと考えられる。なお、明治31年8月15日の協議会議案第1号で「配水方給米支給法」が制定され、明確な給与規定が設けられた。

【史料16】

（前略）

第廿二条

配水方人員ハ左ノ通ニ定ム

吹上所定詰	壺名
畑村城原村組合	壺名
田吉村長野村犬飼村組合	壺名
新小村	壺名
白藤村牧の村組合	壺名

第廿五条

吹上所定詰年給玄米貳拾四俵(壺俵三十貳升入)、配水方四名年給壺名ニ付玄米六俵(壺俵三十貳升入)トス、六月十二月十五日限半額宛給ス
(後略)

次に、全 17 条からなる「南手井手筋配水方事務章程」(明治 15 年 7 月一日録番号 2)によりつつ配水方の主な職務を挙げる。なお、年不明の目録番号 5「南手井手筋配水方事務章程」には過怠料を定めた 18 条目が記載されている。

(1) 用水路の被害査定および修繕を担当、(2) 井手の定期巡回、(3) 井手浚いの指揮、(4) 出夫の指揮、(5) 分水箱の操作、(6) 田畑の監視、など用水路管理の全ての場面において配水方は極めて重要な位置にあったと言えよう。

特に、養水中は毎日本井手や分水尻を巡回し点検を行い、強雨の際は昼夜別なく井手を巡回するなど極めて負担と責任の大きい過酷な仕事であった。

配水方は井手巡回中、勤務日誌を携帯し事故等を明記し、毎月末に掛戸長の調査を受ける義務を有し、また、配水方改選の際も勤務日誌が議会で閲覧・調査され、選挙時の重要な評価基準となった。

以上のように、配水方の職務は、近世期における水番人の職務を継承していると言えよう。また、水番人だけではなく、かつて会所役人が務めた井手方・分水方の職務も同時に担っている感が強い。

この他、ここでは詳しく紹介できなかったが、用水路の維持管理にあたった他の役職として砂蓋番、吹上水門番人、笹原磧口番人(いずれも有給)がいたことを最後に記しておく。

④現在の維持管理

現在、通潤用水は通潤地区土地改良区によって維持管理が図られている。厳密に言えば、用水路本線は土地改良区が、分水はその地区々々が管理を担当している。

組合賦課金 2500 円を納める組合員 182 名からなり、その中から理事(9名)や監事(3名)などの役員が選出される。理事と監事については、各地区より何名と定数が決められており、誰を選出するかは地区の話し合いに委ねられている。総会は年 1 回 3 月に開催される。

用水路の維持管理は、配水係 3 名を中心に行われている。日常的な維持管理業務をはじめ人夫の使役、豪雨や旱魃の際の処置・指揮など全てを取り仕切っている。配水係は、現在、選挙によるものではなく世襲というかたちで受け継がれている場合がほとんどである。祖父や父が配水係を務めることで、幼いころから用水路の管理に習熟しているからであろう。これは、前述した近世期の南手井手見■を大いに連想させる。言わば「井手方見習」である。また、義務化されているわけではないが、明治期の配水方が勤務日誌を携帯していたように、現在の配水係りも各々勤務日誌を書き綴っている。そこには、井手巡回や修復箇所、人夫使役状況などが記録されている。

通潤地区土地改良区理事長の本田陽一氏は言う。『白糸台地に住む人々の根源である水を台地に平等に行

き渡らせる』という布田翁の精神が今なお忠実に守られ、受け継がれている。」

通潤橋・通潤用水を建設した布田保之助をはじめとする南手の百姓たちの熱意と精神が、時代が移り変わっても確かに人々に受け継がれて実践されている。

これこそが、白糸台地の美しい景観を形成している大きな歴史的要素である。

おわりに

このように、現在の白糸台地の美しい棚田景観は、脈々と受け継がれている近世末以来の伝統的な維持管理によって成り立っている。そこには、布田保之助や百姓の精神はもちろんのこと、庄屋会議に見られる合議の精神、吉村の言う「幕末日本社会の到達形態」すなわち社会の成熟が大きな影響を与えている。これは、白糸台地の棚田景観を語る上で、大きな歴史的特質の一つである。

布田保之助はじめ会所役人と南手各村々の庄屋、そして近世百姓が作り上げた通潤用水の維持管理システムと精神が現在もなお白糸台地には息づいているのである。

つまり、現在我々が目にしている白糸台地の棚田景観は、そのような歴史的背景のもと連綿と地域の人々によって維持され続けてきたのである。

(大浪 和弥)

【参考文献】

・『通潤橋架橋 150 周年記念誌』通潤橋 150 周年記念誌事業編集委員 編 矢部町・通潤土地改良区 2004